

令和 7 年 3 月 定例教育委員会

第 3 別館 2 階会議室

議事日程 (令和 7 年 3 月 24 日 午後 2 時 00 分)

日程 番号	議事			
1	2 月教育委員会会議録の承認			
2	会議録署名委員の指名			
3	教育長報告			
4	議題			
	(1)	議案第16号	令和 7 年度 今治市教育行政の重点方針及び事業について	
		議案第17号	公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について	
		議案第18号	組織改編に伴う教育委員会規則の整理に関する規則制定について	
		議案第19号	今治市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について	
		議案第20号	今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について	
		議案第21号	今治市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則制定について	
		議案第22号	今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について	
		議案第23号	今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について	
		議案第24号	今治市奨学生選考委員会委員の委嘱について	

3月教育委員会教育長報告

先月の定例教育委員会以降に開催された主な行事及び今後の教育委員会関係等の主な行事予定を下記のとおり記載し、教育長報告とさせていただきます。

記

1 報告

- 3月 6日(木) 今治市議会定例会(初日)
- 3月 6日(木) 県立高等学校一般入試
- ～7日(金)
- 3月 8日(土) 自然科学教室(学習発表会)
- 3月 9日(日) 今治市消防出初式
- 3月10日(月) 臨時教育委員会
- 3月12日(水) 今治市議会質疑・一般質問(～3月14日)
- 3月15日(土) 今治市少年少女発明クラブ開講式及び表彰式
- 3月17日(月) 今治市公立中学校卒業式
JFAアカデミー今治6期生卒校式
- 3月21日(金) 今治市議会定例会(教育厚生委員会)
- 3月24日(月) 今治市公立小学校卒業式
3月定例教育委員会

2 予定

- 3月25日(火) 今治市公立小中学校終了式
図書館運営審議会
- 3月26日(水) 小中学生イングリッシュキャンプ
- 3月28日(金) 今治市議会定例会(最終日)
退職者辞令交付式
- 4月 2日(水) 今治市4月校長会
- 4月 8日(火) 今治市公立小学校入業式
- 4月 9日(水) 今治市公立中学校入業式
- 4月10日(木) 今治市特別支援教育コーディネーター研修会
- 4月16日(水) 今治市生徒指導主事会
- 4月17日(木) 全国学力・学習状況調査
- 4月19日(土) 愛教研今治・越智支部定期総会
- 4月21日(月) 4月定例教育委員会
今治市特別教育主任会

第 5 回教育委員会議案第 16 号

令和 7 年度 今治市教育行政の重点方針及び事業について

標記の重点方針及び事業を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

令和7年度 今治市教育行政の重点方針及び事業

◎新規・変更項目

◇既存項目

今治市では、令和3年10月、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”～豊かな心と生きる力を育む～」を基本理念とする「今治市教育大綱」を策定しました。今治市教育委員会においては、大綱に定める5つの重点方針に基づいた教育行政を推進し、本市教育のより一層の振興と充実を図ります。

令和7年度は次の諸施策に重点を置くこととします。

（重点方針1）

新たな時代（Society5.0）を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進

新学習指導要領に基づき、ICTを最大限に活用するなど、「特色ある教育」を展開する中で、「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい心と体」を育成し、子どもたちの「生きる力」を育みます。

【基本施策】

①「知・徳・体」のバランスがとれた育成を図る教育を推進し、自ら課題を発見し、自ら解決するために必要な資質・能力を育みます。

◎未来の社会を生き抜く児童生徒の資質・能力を育成するために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行います。

◇愛媛大学教育学部との共同研究を通して、授業改善に努めます。

◇各種調査等の活用を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、学習指導の改善に努めます。

◎ふるさとキャリア教育等において、一人一人の社会的・職業的自立に向けて体験活動や課題解決的活動等の探究的な学習を充実させるなど、思考力・判断力・表現力を育成します。

◎児童生徒の発達段階を考慮しながら、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共により良く生きるための基盤となる道徳性を養います。

◎子どもの読書活動を支える「学校司書」の配置を充実させ、学校図書館の環境整備や運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用を促進します。

◇「児童生徒顕彰」、「がんばる子ども応援賞」等において、認め、励まし、伸ばします。

◇互いの良さを認め合ったり、達成感を味わったりできる体験活動を工夫・充実させ、児童生徒の自己肯定感や自己有用感の高揚を図ります。

◇先進校等と連携を図り、学校体育の充実に向けて運動に親しむ態度を育てます。

◎様々な主体と連携を図りながら、運動に親しむ姿勢を育てるとともに、児童生徒の運動技能の向上に努めます。

② 情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力や情報倫理を身に付け、ICTを最大限に活用することで、新たな時代（Society5.0）を切り拓いていくことができる子どもたちの資質・能力の育成を目指します。

◇新たな時代（Society5.0）に必要な資質・能力を育む授業づくりに努めます。

◎発達段階に応じて1人1台端末をはじめICTを効果的に活用した学習活動や民間プログラミングスクールとの連携により、プログラミング教育を促進します。

◇愛媛県ICT教育推進ガイドラインに示されたICT教育プログラム（Can-Do）を活用し、児童生徒の主体的なICT活用を促進します。

◎生成AIやSNS等Web上で情報をやりとりする際の情報モラル等の基本的なルール・マナーを、発達段階に応じて計画的に指導します。

③ 児童生徒の実態や授業のねらいに応じてアナログとデジタルの良さを効果的に組み合わせ、授業の質の向上に努めます。

◎「一斉学習」、「個別学習」、「協働学習」それぞれの学習場面に応じてICT機器を活用するなど、学習指導の効果を高めるために創意工夫を図ります。

◎1人1台端末や電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域の学校との交流学習において、子ども同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学習を行います。

④ 教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を目指した研修を充実し、ICT授業マイスターの育成に努めるとともに、ICT活用事例の提示や優良事例の横展開を図ります。

◎愛媛県ICT教育推進ガイドラインに示された教職員のICT活用スキルチェックを活用し、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

◇学力向上につながるICT活用のスキルアップを目的に、ICT支援員を配置します。

◎1人1台端末を活用し、児童生徒の考えを引き出すシンキングツールの活用など、考えを可視化、共有化することで学習の理解を深めます。

⑤ 異文化に触れ合う機会を拡充し、我が国や他の国・地域の伝統・文化について関心や理解を深めるとともに、グローバル化に適応できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成していきます。

◎「瀬戸内の世界都市」を目指し、イングリッシュキャンプ等、児童生徒とALTや今治市内外の留学生との関わりを通して、異文化への理解を深め、英語教育を推進します。

◇ALTとの生きた英語に触れる機会を大切に授業づくりを充実させるとともに、グローバルに活躍するための基礎となる英語力の向上を目指します。

◎グローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実のため英語検定補助等の支援により、英語に対する学習意欲と英語力の向上を図ります。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
1	子どもの学び支援のための教育連携事業 (教育大綱推進課)	市内の小中高大連携を図り、探究型学習を行うことにより、多様な子どもたちの資質・能力を育成する ・イングリッシュキャンプ開催 5,898 【拡充】 外国人講師や留学生と英語でコミュニケーションを楽しみながら英語を身につけるデイキャンプ及びステイキャンプを実施 ▽対象 [デイキャンプ] 小学生、[ステイキャンプ] 中学生 ▽ALTや市内2大学等に通う外国人留学生参加 ▽今治青年会議所と連携 ・その他連携事業 80	5,978	1-①
2	知力のアクションプロジェクト (学校教育課)	児童生徒の基礎学力の定着と学力向上を推進する ・教育研究所の充実 8,631 【拡充】 学校経営アドバイザー、ALTアドバイザー、指定研究、学習アシスタント等の研修機会の確保 ・放課後学習チャレンジ事業 750 ・学生ボランティアの活用 2,026 ・自然科学教室開催 400 ・自然塾環境学習事業 1,202 ・書道展事業 628 ・英語検定受検料補助 5,400 【新規】 ▽対象：英検3級以上を受検する児童・生徒	19,037	1-① 1-② 3-④
3	体力向上対策事業 (学校教育課)	学校体育や部活動・課外活動の充実により健やかな体を育成する ・中学校部活動の地域移行に関する実証研究 4,174 ・子ども体力向上対策事業 3,500 ・子ども体力向上推進分析等委託 1,914 【新規】	9,588	1-①
4	豊かな心を育む文化芸術体験事業 (学校教育課)	文化芸術体験により豊かな人間性を育成する ・劇団四季による「こころの劇場」 3,265 ・坊っちゃん劇場観覧 1,882	5,147	1-①
5	デジタル教材の充実 (教育大綱推進課、学校教育課)	デジタル教材を活用した効果的な授業及びプログラミング教育を推進する ・指導者用デジタル教科書 46,746 【新規】 〈中学校全教科導入〉 ・学習者用デジタル教科書 1,929 〈算数・数学 文科省の普及促進事業対象外校分〉 ・授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入 31,356 〈スタディサブリの中学校への全校展開〉 ・プログラミング教育推進事業 1,000	81,031	1-② 1-④
6	ICT環境の充実 (教育大綱推進課、学校教育課)	ICT教育を推進し、教員の負担軽減を推進する ・ICT支援員の配置 43,000 ・タブレット端末更新 763,375 【新規】	806,375	1-② 1-③ 1-④ 3-①
7	瀬戸内の世界都市に向けたグローバル人材育成事業 (教育大綱推進課、学校教育課)	瀬戸内の世界都市を目指し、グローバル化に適応できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成する 児童生徒に生きた英語を提供し、外国語科や外国語活動の学習を支援するための体制の充実を図る ・ALTを配置 [18人、R6から3人追加] 107,687 【拡充】 ・ALTへの研修 1,571 【新規】 ・ALTコーディネーターの配置 [1人] 2,860 ・ALTアドバイザーの配置 [1人] 304 (再掲) ・イングリッシュキャンプ開催 5,898 【拡充】 (再掲) ・英語検定受検料補助 5,400 【新規】 (再掲)	123,720	1-⑤

(重点方針 2)
誰一人取り残すことのない学びの実現

経済的理由等により就学困難な子どもや、障がいのある子ども、不登校の子ども、多様な性自認に悩む子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもが増加する中で、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会の担い手となるよう、学校・家庭・地域・関係団体が連携を密にし、心と体の居場所の提供や学習支援を図ります。

【基本施策】

① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の、教育や心理・福祉の専門家を各中学校区に配置することで、一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を図ります。

- ◎県の事業を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等を配置し、全小中学校で児童生徒や保護者が相談できる支援体制を整えます。
- ◎一人ひとりの児童生徒へのきめ細かな指導を充実させるため、幼・小・中学校の教職員間で積極的に情報交換・情報共有を行い、幼小中連携を図ります。
- ◇性的指向・性自認に配慮を必要とする児童生徒に対して、きめ細かな対応に努めます。
- ◎協働的な生徒指導体制の下、児童生徒の悩み等の早期対応に努めます。

② 特別支援コーディネーター等を中心に、教育相談や校内支援体制を構築するとともに、学習アシスタントや、生活支援員等の配置を充実させることにより、一人ひとりの発達特性を把握し、子どもや家庭のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実を図ります。

- ◎授業のユニバーサルデザイン化を図り、全ての児童生徒が分かる授業に努めます。
- ◎多様な子どもたちが共に学び合う、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。
- ◎学校生活支援員等の配置を充実させ、障がいのある児童生徒が安心して学べる体制を計画的に整えていきます。
- ◎通級指導教室において、巡回指導を行うことにより、特別な教育的ニーズのある全ての児童生徒が、適切な指導を受けられる体制整備に努めます。

③ 不登校児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けて、福祉・医療諸機関と連携しながら、教育相談や適応指導を行うとともに、ICTを活用した学びの保障の新たなスタイルを構築していきます。

- ◎こすもすの家の機能をさらに充実させるとともに、市内すべての市立小・中学校において校内サポートルームを設置し、支援が必要な児童・生徒が安心して学べる環境を整えます。
- ◎不登校等の対応については、学校復帰や社会的自立に向けて、こすもすの家、今治市発達支援センター、フリースクール等との連携を密にし、居場所づくりに努めるとともに、フリースクールの運営者及び利用家庭に対する補助金等、支援体制の整備に努めます。
- ◎教育相談の充実を図るとともに、ICTを活用した学びの保障と新たなスタイルの構築を目指します。
- ◎愛と心をつなぐ不登校対策事業におけるサポートルームでの支援の充実を目指して、精神医療面への専門知識や経験を有する事業所と連携して、不登校対策支援員の能力を向上させ、登校児童生徒に対する支援を推進します。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
8	教育相談活動の充実 (学校教育課)	一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を推進する ・スクールソーシャルワーカーの配置 [4人] 1,903 ・ハートなんでも相談員の配置 6,355 ・スクールカウンセラーの配置 (県費)	8,258	2-①
9	特別支援教育の充実 (学校教育課)	子どもや家庭のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を推進する ・学校生活支援員の配置 [70人] 209,023 【拡充】 ・教育相談会の実施、教育支援委員会の開催 90 ・仲よし学習発表会、仲よし運動会 2,105	211,218	2-②
10	学校支援体制の充実 (学校教育課・教育大綱推進課)	学力水準の向上及び学校における働き方改革を推進する 教員の負担軽減、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備に取り組む ・学習アシスタントの配置 [41人] 103,738 ・外国人語学補助員の配置 [16人] 21,014 【拡充】 ・スクール・サポート・スタッフの配置 [10人] 13,668 ・事務補助員の配置 [2人] 5,069 ・嘱託講師の配置 [6人] 24,827 ・学校司書の配置 [2人] 2,106 【拡充】	170,422	2-② 2-④
11	不登校児童生徒への支援 (教育大綱推進課、学校教育課)	福祉・医療機関等と連携して教育相談や適応指導を行い、学校復帰や社会的自立を図る ・愛と心をつなぐ不登校対策事業の実施 53,539 「こすもすの家」の設置(旧城東小学校に移転) 全小中学校へ校内サポートルームの運用 不登校対策支援員の配置[78人] ・フリースクール事業費補助 200 ・不登校児童生徒等支援事業 1,364 ・フリースクール等利用児童生徒支援補助 3,600 【新規】	58,703	2-③

(重点方針3) 安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保に努めるとともに、新時代の学びを支える教育環境の充実を図ります。社会教育施設等についても、安全で快適な教育環境を整えていきます。

【基本施策】

① 教育現場のICT化や、老朽化の進んだ校舎・屋内運動場等の改修、トイレ洋式化等、安全安心と学びを充実させる教育環境（ハード面）の整備を推進します。

◇老朽化した校舎の改修、施設のバリアフリー化、空調設備の整備、照明のLED化、トイレの洋式化を進め、更なる教育環境の整備・充実を図ります。

② 新しい生活様式の習慣化を図るとともに、新しい生活様式に対応した学校の環境整備を進めていきます。

◎「新しい生活様式」を踏まえ、保健管理体制や衛生環境の整備、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備等の整備や支援を充実させます。

③ 外部人材の参画や、統合型校務支援システム及び学習支援システム等を積極的に活用することにより、学校における働き方改革を着実に実施し、教職員の負担軽減を図ります。

◇教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフや補助員を充実させるとともに、学校支援ボランティア等、地域人材の活用に積極的に取り組みます。

◎ICT機器、システムを充実させ、教育業務の効率化を図ります。

④ 教職員に対する各種研修の充実を図り、一人ひとりの専門知識・能力や倫理観の向上を目指します。

◎児童生徒の喜びが学校の喜びとなり、その喜びを教職員が共有できるような学校組織づくりと、教職員の資質・能力の向上に向けた各種研修の充実を図ります。

◎学校経営アドバイザーや指導主事が適宜訪問し、学校組織づくりと、若年教職員の資質・能力の向上に努めます。

◎各種研修において、ワーク・ライフ・バランスや健康管理に係る意識の高揚を図る内容を盛り込み、仕事優先の職場意識の改革を促します。

⑤ 少子化が進行する中、今後の学校の在り方について、子ども達のより良い学びの環境づくりの視点から検討していきます。また、多様な人間関係や経験を広げるなど、広い視野に立った教育活動を実施するため、小中一貫教育を視野に入れながら、保幼・小・中・高・大の校種間の連携を図ります。

◇小中学校の適正配置にかかる方針を策定し、子ども達のより良い学びの環境づくりに向けた協議・調整を進めます。

◎異校種（保幼・小・中・高・大）間の連携を密にし、教育内容や児童生徒の共通理解を図り、学びの輪をつなぎ広げます。

◇それぞれの学校種の良さを生かした小・中学校の授業交流を継続的に実施し、小中連携を図ります。

◎「小中学生会議」を開催し、児童生徒が自分たちの問題として捉え、解決する意識を高めます。

◎いじめ防止等の対策について、「学校いじめ防止基本方針」を基に、継続的・計画的に取り組みます。教師の日常の観察やアンケート調査、教育相談等を通して、早期発見に努めます。

◎県立学校振興計画を踏まえ、島しょ部地域をはじめとする市内高等学校の維持に向けた取組や、高等学校の特色や魅力ある学校づくりに向けた取組を地域ぐるみで推進するため、高校魅力化提言会議の開催や地域課題に則した各種支援を行います。

⑥ 子どもたちが自らの命を守り、安全に行動する態度を育成するため、防災、交通安全、感染症対策等に関する教育を推進していきます。

◇児童生徒に、危機の予測・回避能力や、自助・共助の力を身に付けさせるための安全・防災教育、交通安全等に関する教育の充実を努めます。

◇関係機関との連携の下、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する指導を推進します。

◇日常的な衛生意識を高め、感染症対策等に関する教育の充実を努めます。

⑦ 安全安心な地域の拠点施設及び避難場所等として、公民館等の教育施設の適切な維持・管理に努めるとともに、地域の関係機関と連携した、通学路の安全点検や見守り活動等、子どもたちの安全を確保するための取組を推進していきます。

◇交通、災害等に関する情報を記載した通学路マップや防災マップの公開を進めるとともに、コミュニティ・スクールを活用するなど、地域ぐるみで児童生徒の安全・防災対策を講じます。

◎PTAや地域見守り隊と協力し、ネットワークを生かして児童生徒の安全確保に努めます。

◇問題行動や虐待等には、警察や児童相談所、ネウボラ政策課等との連携を密にして適切に対応します。

◇今治市公共施設個別施設計画に基づき、公民館施設等の耐震化や長寿命化を図ります。

◇公民館施設・設備について定期的な点検等を行い、適切な管理を行います。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
12	校舎の大規模改修・長寿命化対策 (教育大綱推進課)	老朽化の進んだ学校環境の改修整備 ・校舎改修工事 大西小(2期工事) 112,800 近見中(1期工事) 40,800 ・校舎等改修工事実施設計 桜井中、立花中 23,600 ・学校施設等整備計画策定業務 36,100	213,300	3-① 3-⑦
13	インクルーシブ教育に向けた学校施設の整備 (教育大綱推進課)	多様な子どもが通い学びやすい学校環境の整備 ・バリアフリー化工事(2期工事) 153,000 [小学校8校、中学校3校] ・バリアフリー化工事(1期工事) 94,600 [小学校5校、中学校5校] ・バリアフリー化実施設計等 25,800 [小学校5校、中学校5校] ・エレベーター実施設計等(立花中) 5,600 EV実施設計、地質調査	279,000	3-①
14	快適な学習環境の整備 (教育大綱推進課)	学びを充実させる学校環境の整備 ・空調設備設置 設備賃借 30,000 ・トイレの洋式化[小中学校64基] 32,000【拡充】 ・照明器具の一括LED化 小中学校一括LED化事業(ESCO事業) [小学校24校、中学校12校] 548,400	610,400	3-①
15	学校施設の安全対策整備等 (教育大綱推進課)	安全安心の学校環境の整備 ・施設改修 プール[日高小、菊間中] 24,000 バスケットゴール[立花中] 6,500 ・非構造部材の耐震化[小学校5校、中学校3校] 4,300 ・遊具整備[別宮小、波方小] 18,900 ・遊具撤去[小学校7校] 3,500 ・遊具修繕[小学校5校] 2,500 ・防犯カメラ設置[小学校25校、中学校11校] 99,000【新規】 ・ブロック塀改修[日吉中] 7,500【新規】 ・屋上防水修繕[別宮小] 20,000【新規】 ・変圧器等取替[小学校8校、中学校1校] 13,000【新規】 ・設備点検委託(舞台吊物、遊具点検、定期点検) 18,063 ・校内連絡システム設備 5,485【拡充】	222,748	3-① 3-⑦
16	ICTを活用した教職員のスキルアップと負担軽減 (教育大綱推進課、学校教育課)	ICT活用により学校における働き方改革を推進する ・校務支援システムの活用 12,726 ・授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入 31,356(再掲) スタディサプリの中学校への全校展開 ・CBT(県システム)の活用 2,110 ・学校図書情報管理システム更新・導入 1,100	47,292	3-③
17	教職員等の指導力及び資質の向上 (学校教育課)	各種研修により教職員の専門知識・能力や倫理観の向上を図る ・研究指定による教員の専門知識・能力の向上 4,690(再掲) ・学習アシスタント等への研修実施 36(再掲)	4,726	3-④ 3-⑥
18	学校適正配置の推進 (教育大綱推進課)	第2次今治市学校適正配置基本方針の策定及び地元協議に取り組む ・通学区域調整審議会開催 ・地元代表者協議会開催 ・先進地研修	835	3-⑤
19	公民館等整備事業 (生涯学習課)	公民館等の整備計画に沿った機能集約・耐震化等工事 ・伯方支所跡地活用事業・公民館体育館等整備 675,500 (建築・外構等)	675,500	3-⑦
20	公民館等管理事業 (生涯学習課)	公民館等の12条建物点検等を踏まえた施設や設備の改修工事 ・ブロック塀改修工事(宮窪公民館) 3,000 ・燃料タンク改修工事(上浦開発総合センター) 4,600	7,600	3-⑦
21	児童生徒健全育成推進事業 (生涯学習課)	学校・PTA・地域が一体となった研修や教育相談、地域巡回指導、健全育成推進PR事業等への支援 4,860	4,860	3-⑦
22	就学及び通学支援 (教育大綱推進課)	スクールバスの運行及び通学費補助、市奨学金等の運営・支援 ・スクールバス運行 110,000 ・遠距離通学費支援 327 ・今治市奨学金貸付事業 508 ・育英会奨学金事業支援〈檜垣育英会、河野育英会、加根又育英会〉 1,758	112,593	3-⑥
23	高校魅力化推進事業 (教育大綱推進課)	小中学生の進学先である市内高校の魅力化を地域ぐるみで推進・支援する。 ・高校魅力化提言会議 288 ・島しょ部高校生徒の部活動・下宿・通学費支援 17,688【拡充】 ・教育応援事業 909【新規】 (参考)【しまなみ振興課予算】 島しょ部高校魅力化創造事業 8,000	18,885	3-⑤

(重点方針4)

「i.i.imabari!」教育version(郷育(きょういく))の推進

みんなで今治を盛り上げ、つい夢中になってしまうような今治の魅力を、広く世界に発信する「i.i.imabari!」キャンペーン。教育分野においても、今治の溢れる魅力を身近に感じてもらえる施策を展開し、ふるさと今治を愛し、今治に夢と誇りを持ち、今治に夢中になる人の輪を広げていきます。

【基本施策】

① 地元産の農林水産物を活用し、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心や理解を高めるとともに、子どもたちの今治愛の育成に繋げていきます。

◎今治の良さを生かした地産地消の給食を行い、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心を高め、健やかな心と体を育てます。

◎学校給食で地元産減農薬米を使用するなど学校における食育や地産地消を推進します。

◎安全で安心な学校給食を推進するため、給食施設・設備の整備・充実を計画的に行うとともに、学校給食の衛生管理については「学校給食衛生管理基準等」に沿って適切な衛生管理を行います。また、調理場において、より働きやすい職場環境づくりに努めます。

◇栄養教諭、養護教諭などを中心に、正しい食生活の啓発に努めます。

◇小児生活習慣病に関する個別指導や集団指導を通して、食生活の改善に努めます。

② 産学官の連携を図りながら、一貫した今治モデル「ふるさとキャリア教育」の充実に努めます。その中で地域で支え育てた子どもに地域の産業を知ってもらい、地域の雇用につながるよう、産業教育を推進していきます。

◇小学校ではふるさと今治に誇りと愛着を持ちながら、課題解決能力と進路選択ができる能力の育成に努めます。

◎中学校では職業・勤労に関する体験(えひめジョブチャレンジU-15、今治ジョブチャレ・キャリアサポート・プログラム)等を通して、自己の生き方や進路を主体的に選択する能力の育成に努めます。

◇次世代を担い未来を創る今治っ子が、将来に夢や希望を抱き、今治市に戻って働きたい、ずっと暮らしたいと思えるキャリア教育の推進と郷土愛を醸成する「郷育(きょういく)」に取り組みます。

③ コミュニティスクールの充実・発展を図り、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び連携強化を進めることにより、一体となって学校教育の質の向上や地域の活性化、児童生徒の健全育成に取り組みます。

◇学校・PTA・地域が一体となった児童生徒の健全育成活動を推進します。

◇社会と連携・協働し、創意工夫しながら社会に開かれた教育課程の編成に努めます。

◎ホームページ、学校だよりなどを通して、積極的に学校の様子を発信します。

◎学校支援ボランティアや大学生ボランティア等の協力を得て、地域ぐるみで児童生徒を育てる風土を醸成し、持続可能な学校指導体制を整備します。

④ 見て、触れて、身近に体感できる本物の今治の歴史・文化を教材にすることで、多くの市民が郷土愛を感じ、地域への誇りが持てるよう、ふるさと教育の充実に取り組みます。

◎小学6年生を対象に、ふるさとキャリア教育のカリキュラムで学んだ今治の魅力ある場所や地域、また、SDGs実現に取り組む地元企業を巡り、今治を体感・体験する「今治ふるさと魅力体験(SDGs体験)プログラム」を実施し、地域の良さを学びます。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
24	日本一おいしい学校給食 (学校給食課)	子どもたちの食に対する関心や理解を高め、今治愛を育成する ・学校との連携・協働によるほか、レシピコンテストによる新たなメニュー開発及び提供、親子体験事業など 3,000 【拡充】 ・学校給食地元産減農薬米等補助による食育推進 6,500 参考【農林水産課予算】 地産地消推進事業費 13,600	9,500	4-①
25	調理場の改修・長寿命 化対策 (学校給食課・教育大綱 推進課)	調理場の改修等により、安全安心な給食を提供する ・調理場施設改修 11,500 ピット内配管更新【大島】 蒸気ボイラー取替【玉川】 ・空調設備賃借【16調理場】 23,400 ・厨房器具更新 41,000 【拡充】 食器洗浄機【清水】、真空冷却器【センター】 消毒保管庫【常盤小】、食器洗浄機【朝倉】 スチームコンベクションオープン【清水】 など ・牛乳保冷庫更新【小学校3台、中学校2台】 4,000 【拡充】	79,900	4-①
26	学校給食食材の物価高 騰対策等 (学校給食課)	安全安心な給食の提供により、今治愛を育成する ・学校給食子育て応援補助事業 39,000 【新規】 ・学校給食費統一化支援事業 4,588	43,588	4-①
27	未来を創るキャリアス キルプロジェクト (学校教育課)	産学官の連携によりキャリア教育を推進する ・ふるさと魅力体験プログラム 6,203 ・今治ジョブチャレ・キャリアサポート・プログラム 856 ・今治市ふるさとキャリア教育 3,100 ・ふるさとキャリア教育デジタル副読本更新・運営 946 【拡充】	11,105	4-②
28	児童生徒の健全育成及 び地域協働活動推進支 援費 (教育大綱推進課)	学校運営協議会が、学校・地域・保護者とともに実施する地域協働活動 を推進・支援する ・学校運営協議会活動支援費 2,050 学校運営協議会が実施する健全育成活動、地域活動支援 ▽学校校内清掃について、地域住民や学校体育施設使用団体等の 学校関係者に参加協力を依頼 ・学校運営協議会校内清掃ごみ清掃処分費 2,640	4,690	4-③
29	学校支援ボランティア の配置 (学校教育課)	学校の教育活動を支援するボランティアを配置する 活動内容：①学習指導支援 ②環境整備支援 ③学校生活支援	376	4-③

(重点方針5)
人生100年時代を見据えた、生涯学び活躍できる環境の整備

人生100年時代を迎え、老若男女だれもが文化芸術、スポーツ活動などに親しむことで、自分の可能性を開花させることができるとともに、大きな社会変革を乗り越え、豊かさを次世代に引き継ぐために、みんなが考え、行動することに喜びを感じられるまちづくりを展開していきます。

【基本施策】

① 文化芸術活動・スポーツ活動を通して、異世代間の交流を深め、様々な目的やレベルに応じて多様な活動を楽しめる環境の整備に取り組みます。

◇今治市が誇る文化・芸術・スポーツ・歴史遺産・自然環境等の多種多様な地域資源や各分野で今治を支える魅力ある人々、企業等の地域の力を生かした教育プログラムを、ふるさとキャリア教育で実施します。

② 公民館及び図書館や文化施設などの運営管理について検討し、利用率の向上、発信力の強化、採算性の向上で、市民に親しまれる施設に再生します。

- ◇公民館の講座等の実施など、身近な地域での学習機会の充実に取り組みます。
- ◇学習活動等に関する幅広い情報が得られるよう、SNS等を活用し、公民館等の利用状況や各種講座の開催などの情報提供を行います。
- ◇電子図書館の利用促進や、図書館を身近に感じられる魅力あるサービスの向上を図ります。
- ◇ICTを活用し図書予約サービスを充実させるなど、市民ニーズを的確に把握しながら、魅力ある図書館づくりを推進します。
- ◇島しょ部公民館等に図書館資料窓口を開設するなど、全ての市民がどこに住んでいても等しく図書館サービスが受けられるよう取り組みます。
- ◎図書館に求められる施設像やサービス等について調査・研究を行い、図書館の将来ビジョンを検討します。
- ◎コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりを通して、地域ネットワークを形成し、地域と学校との連携を強化し、活性化につなげます。

③ 生涯学習を総合的に推進するために関係機関と連携を図り、生涯学習の充実や人権の尊重などを通じて、世代を超えてみんながつながり、活躍できる地域の基盤づくりに取り組みます。

- ◇生涯学習を総合的に推進するため、関係機関と連携を図りみんなが参加できる生涯学習と交流の場づくりを行います。
- ◇生涯学習の指導者を育成し、市民の自主的活動の支援を行います。
地域の学びを支える担い手づくりを進めます。
- ◇地域課題解決に繋がる市民の学習や活動を支援します。
- ◇学校・家庭・地域の連携を図り、明るい家庭環境と子どもの居場所づくりを推進します。
- ◇人のために働くすばらしさを認め、励まし、伸ばします。
- ◇あらゆる差別の解消を目指し、互いに尊重し合う仲間づくりを推進します。
- ◇毎月11日を「人権の日」と定め、人権意識の高揚を図ります。
- ◇人権問題の解決を図るために、授業や研修会の充実に努めます。
- ◇全教育活動を通して、自他の生命と人権を大切にすることを進めます。
- ◇ボランティア活動を充実させ、主体的に社会に貢献する子どもを育成します。
- ◇高齢者や障がいのある人たちとの触れ合い・交流を通して、児童生徒の社会性を育みます。

④ スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実に図り、みんながスポーツの価値を享受し生活の一部とすることで、ライフステージに応じて、楽しく健康で生き生きとしたスポーツ活動ができる環境の整備に取り組みます。

- ◇部活動や課外活動を通して、たくましい心を育て、体力・競技力の向上を図ります。
- ◎部活動の地域展開を推進し、スポーツ活動に親しむことのできる環境を整備します。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
30	SNSを活用した地域活動 の情報発信 (生涯学習課)	Facebookなどによる公民館活動情報の発信をする	—	5-②
31	図書館魅力向上事業 (生涯学習課)	図書館を身近に感じられる魅力あるサービスの向上を図る ・電子図書館の利用推進 地域資料のデジタル化による資料保存と発信力の向上 市立小中学校・全児童生徒に利用ID発行【継続】 電子雑誌コンテンツ利用による非来館型サービスの拡張 1,320 ・島しょ部公民館等に図書館資料貸出窓口運営 890 ・図書館システム更新 18,373【新規】 ・図書館魅力向上イベント業務 2,000【新規】 ・図書館ビジョン検討支援業務 8,000【新規】	30,583	5-②
32	地域ぐるみで育むえひ めっ子未来創造事業 (生涯学習課)	明るい家庭環境と子どもの居場所づくりを推進する ・地元住民と子どもの交流推進（放課後子ども教室） 1,736 ・家庭教育支援（PTA家庭教育学級） 420 ・子育て学習講座 71	2,227	5-③
33	女性教育支援事業 (生涯学習課)	持続可能な社会の実現に向けた活動や学習機会を支援する ・婦人学級の開講支援（講師謝礼金） 1,100 ・婦人会への地域ふれあい推進事業の委託 1,340	2,440	5-③

第 5 回教育委員会議案第 17 号

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について

標記の計画を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画
(案)

端末整備・更新計画

ネットワーク整備計画

校務 DX 計画

1 人 1 台端末の利活用に係る計画

令和 7 年 3 月

今治市教育委員会事務局

教育大綱推進課・学校教育課

令和 7 年 3 月〇日

【愛媛県今治市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	9,440 人	9,334 人	9,264 人	9,004 人	8,695 人
② 予備機を含む整備 上限台数		10,734 台			
③ 整備台数 (予備機除く)		9,334 台			
④ ③のうち基金事業 によるもの		9,334 台			
⑤ 累積更新率		100%	100%	104%	107%
⑥ 予備機整備台数		451 台			
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの		451 台			
⑧ 予備機整備率		4.8%			

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に全児童・生徒に貸与を開始した 1 人 1 台端末について、令和 7 年度中にリプレースを行う。経常的な故障が増加してきている点ならびに、バッテリー劣化により連続使用時間が減少している点が懸念されており、更新により安定した学習環境の確保をすることを主たる目的とする。なお、更新作業に当たっては授業や学習活動への影響を最小限に収めるよう効率的に行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数

令和 2 年度整備分 10,788 台

○更新端末利活用（リユース）

- ・学習アシスタントなど教員用タブレット配布対象の拡充や、予備機としての再利用
- ・オンライン授業用端末としての再利用
- ・図書館・公民館・児童クラブ等での再利用

など、利用可能なものは再利用を中心に活用法を検討する。

○処分方法・端末データの消去方法

- ・リサイクル処分事業者へ委託する。(故障分)

○スケジュール（予定）

- ・令和 7 年 4 月～ 公共施設等での活用希望調査
- ・令和 8 年 1 月～ 端末更新
- ・令和 8 年 2 月～ 再利用施設・リサイクル業者への引き渡し

令和7年3月〇日

**【愛媛県今治市】
ネットワーク整備計画**

1. ネットワーク速度の現状

文部科学省が2024年4月26日に公表した「学校ネットワーク改善ガイドブック」に示された学校規模ごとの当面の推奨帯域を満たす学校は、令和7年3月現在 13校であり、総学校数に占める割合は31.7%である。

なお、本市の小中学校においては、全体のダウンロードスピードは平均 190Mbps、アップロードスピードは平均 270Mbps を確保しており、オンラインによる学習活動に支障は出ていない。

2. ネットワーク速度の確保に向けた取組

(1) インターネット通信速度の改善

本市においては、推奨帯域を満たしていない理由を特定できていることから、外部機関によるネットワークアセスメントは行わない。

令和6年度NTTフレッツ光エリア拡大にともない、岡村小学校・関前中学校のローカルブレイクアウト環境の構築を行い通信環境改善がなされた。令和7年3月時点で旧今治市内の大部分で 10Gbps ベストエフォートサービスの開始が確認できたことから通信契約の見直しを進めていく。

(2) 校内通信機器更新等

導入後4年が経過し次第に経年劣化の心配が高まっていく校内通信機器についての更新を計画する。インターネット通信速度改善後、改めて学校全体の通信状況調査を行い更新機器の仕様に反映させる。また、通信状況調査結果をもとに校内通信網の改修やアセスメントの実施などの対応策を検討していく。

3. 改善スケジュール

令和6年度	岡村小・関前中通信環境改善
令和8年度	旧今治市内小中学校通信回線等契約変更（予定）
令和10年度	校内通信機器更新（予定）

【愛媛県今治市】
校務DX計画

1. 次世代校務DX環境の構築

本市の教育ネットワークは令和元年度に仮想ネットワークを構築し、インターネット接続可能なものと校務支援システムなど機密情報へアクセス可能な閉鎖域を分離していた。令和6年度にクラウド環境の利用を一部取り込み、ゼロトラスト型のネットワークへ再構築することで教育データの利活用を行いやすい環境へと移行している。

また、現在オンプレミス型の校務支援システムを使用しているが、次回サーバー機器等の更新時期（令和10年度予定）には次世代の校務支援システムへ移行を行い、今治市教育ネットワークシステム基盤全体をフルクラウド化することで小中学校における業務の効率化を図っていききたい。

2. ペーパーレス化の促進

（1）学校と保護者間の連絡ツール

小学校では38%、中学校では21%の学校において欠席連絡にマチコミ等の連絡ツールを、また、休日の緊急連絡用としてHP上に緊急連絡フォームを作成するなど、業務の改善は進みつつある。各校の実態に応じてこれからも改善を行っていききたいと考える。

（2）FAX・押印の廃止

FAXについては災害時・緊急時の報告以外は、段階的に廃止していく方向である。押印についても検討中である。

（3）汎用クラウドツールの活用

グーグルワークスペースの効果的な使い方が各学校で浸透しつつあり、フォームを使った保護者アンケートやスプレッドシートによる健康診断の進捗状況の共有など、各学校で効果的な使い方を工夫・実践している。今後は成功事例を各校で共有し、さらに深めていく。

3. 個人情報に関する周知の取組

教育情報のクラウド化に伴い、個人情報に関する様々な規定に対する専門的な知見を各教員に周知する必要が出てきている。著作権や個人情報管理規定等の研修を通じてICTを活用するすべての教員に周知する。

【愛媛県今治市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

教師と児童生徒の温かい人間関係を基礎としつつ、電子黒板、タブレット等のICT機器、アナログ的な学習手段、そして教員の持ち味、各校の特色がベストミックスされたICT環境の構築を目指す。その中で、児童生徒がそれぞれの機器やコンテンツの特徴を正確に把握し、場に応じた適切な使い方を学ぶことを通して、日々進化する様々なデジタルコンテンツを必要に応じて主体的に活用する能力を育成する。

2. GIGA第1期の総括

愛媛の教員が身に付けるべきICT活用スキルチェックに関する本年度の調査結果ではすべての項目において3以上（5段階）と答えた人数割合が小学校81.2%、中学校89.4%と高い数字を出しており、各学校ともICTに関する技能や意識が高まっている。また、デジタル教科書や授業支援ソフト、ドリルソフトに関する使用法や活用法について、各種研修会や研究授業で各教員が練り合うことにより、個別最適な学習環境が整いつつある。さらにICT支援員が各校で研修を行ったり、ICTが得意な若年教員と、ICTが苦手であるが授業力のある熟年教員が協力し合う体制をとっている学校があったりするなど、ICTのサポートと授業力向上の両面に良い効果が出ている。授業で使用する教材づくり等、これまで用意していた膨大な資料や機器のほとんどがタブレットと電子黒板で完結できるようになり、授業に関する教員の負担が軽減されている。また、行事の進捗状況など、個人情報に抵触しない範囲で情報の共有化ができるなど、スムーズな学校運営に寄与している。

GIGA第1期は学校現場に大きな変革をもたらしたが、現場の教員が一致団結して新たな取り組みに向き合うことで、着実な成果を上げることができた。

3. 1人1台端末の利活用方策

ドリルソフトやデジタル教科書の導入により、家庭学習や授業の場面において個別最適な学習を実施することが可能になっているので、この取組を継続する。

また、CBT等を積極的に活用することにより教員の負担軽減を図る。

さらに、自己評価システムなど、個人の意見や状況を効率よく把握する手段として1人1台端末を活用していくことにより、1人1人を大切にした授業づくりや集団作りを行う。

学校 I C T 関連の今後の計画

令和7年3月

関係計画		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
端末整備・更新計画	タブレット端末	G I G A 第 1 期購入分使用				
			9,785台購入（更新） （県共同調達）	G I G A 第 2 期購入分使用		
ネットワーク整備計画	通信環境改善	岡村小・関前中通信環境改善 （1G ⁺ ストイフト回線：41校共）				
			令和 8 年度 当初予算要	旧今治市内小中学校通信環境改善 （1G⇒10G ⁺ ストイフト） ※他小中学校については通信事業者による10G ⁺ ストイフトサービス展開状況により随時対応予定		
	校内ネットワーク	令和 2 年度構築機器にて運用				
					令和10年度 当初予算要求	校内通信 機器更新
校務DX計画	情報基盤・ 校務支援システム	オンプレミス環境運用		令和 9 年度 当初予算要求	情報基盤・校務支 システム クラウド移行作業	情報基盤・校務支援システム クラウド環境運用
		情報基盤 システム 更新作業	オンプレミス・クラウド連携環境運用			

資料 3

第5回教育委員会議案第18号

組織改編に伴う教育委員会規則の整理に関する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和7年3月24日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

組織改編に伴う教育委員会規則の整理に関する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月 日

今治市教育長 小 澤 和 樹

組織改編に伴う教育委員会規則の整理に関する規則

(今治市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第1条 今治市教育委員会事務局処務規則（平成17年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「文化財係」を削り、同条第2項教育大綱推進課の分掌事務第11号及び学校教育課の分掌事務第14号中「適応指導教室」を「こすもすの家」に改め、同項生涯学習課の分掌事務中第13号から第19号までを削り、同分掌事務第20号中「及び文化財」を削り、同号を同分掌事務第13号とする。

別表教育大綱推進課の部適応指導教室の項中「適応指導教室」を「こすもすの家」に改め、同表生涯学習課の部朝倉ふるさと美術古墳館の項を削る。

(規則の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 今治市朝倉ふるさと美術古墳館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第45号）
- (2) 今治市大西藤山歴史資料館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第47号）
- (3) 今治市文化施設の使用許可の申請等に係る様式を定める規則（平成23年教育委員会規則第11号）
- (4) 今治市文化財保護条例施行規則（平成17年教育委員会規則第57号）
- (5) 今治市文化財保護審議会規則（平成20年教育委員会規則第10号）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市教育委員会事務局処務規則改正条項新旧対照表

新	旧
(事務局) 第3条 教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）に、次の局及び課を置き、課に次の室、係及び担当を置く。 教育政策局 (1)・(2) 略 (3) 生涯学習課 社会教育係 図書情報サービス係 _____ (4) 略 2 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 教育大綱推進課 (1)～(10) 略 (11) <u>こすもすの家</u>の施設管理に関すること。 (12)～(21) 略 学校教育課 (1)～(13) 略 (14) <u>こすもすの家</u>の運営に関すること。 (15) 略 生涯学習課 (1)～(12) 略 _____ _____ _____ _____	(事務局) 第3条 教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）に、次の局及び課を置き、課に次の室、係及び担当を置く。 教育政策局 (1)・(2) 略 (3) 生涯学習課 社会教育係 図書情報サービス係 <u>文化財係</u> (4) 略 2 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 教育大綱推進課 (1)～(10) 略 (11) <u>適応指導教室</u>の施設管理に関すること。 (12)～(21) 略 学校教育課 (1)～(13) 略 (14) <u>適応指導教室</u>の運営に関すること。 (15) 略 生涯学習課 (1)～(12) 略 (13) <u>文化財保護審議会に関すること。</u> (14) <u>文化財の保存、保護及び活用に関すること。</u> (15) <u>阿方貝塚史跡公園の管理に関するこ</u>

(13) その他社会教育 _____ に関する
こと。

学校給食課

(1)～(4) 略

3～5 略

別表（第17条関係）

所属	教育機関等
教育大綱推進課	小学校
	中学校
	こすもすの家
生涯学習課	公民館
	開発総合センター
	立花カルチャーセンター
	美須賀コミュニティプラザ
	青少年センター
	視聴覚ライブラリー
	吉海学習交流館
	大三島少年自然の家

学校給食課	調理場

と。

(16) 朝倉ふるさと美術古墳公園の管理に
関すること。

(17) 朝倉牛神古墳公園の管理に関するこ
と。

(18) 大西藤山歴史資料館の管理に関する
こと。

(19) 正月鼻古墳公園の管理に関すること。

(20) その他社会教育及び文化財に関する
こと。

学校給食課

(1)～(4) 略

3～5 略

別表（第17条関係）

所属	教育機関等
教育大綱推進課	小学校
	中学校
	適応指導教室
生涯学習課	公民館
	開発総合センター
	立花カルチャーセンター
	美須賀コミュニティプラザ
	青少年センター
	視聴覚ライブラリー
	吉海学習交流館
	大三島少年自然の家
	朝倉ふるさと美術古墳館
学校給食課	調理場

資料 4

第 5 回教育委員会議案第 19 号

今治市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

今治市教育支援委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月 日

今治市教育長 小 澤 和 樹

今治市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

今治市教育支援委員会規則（平成17年今治市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「20人程度」を「15人以上」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第7条 通級指導に関する事項等、特に専門的な内容を審議するために、委員長が必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、経過及び結果を委員会に報告する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市教育支援委員会規則改正条項新旧対照表

新	旧
(組織) 第3条 委員会は、<u>15人以上</u>の委員で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会が委嘱する。 (1)～(4) 略 <u>(専門部会)</u> 第7条 <u>通級指導に関する事項等、特に専門的な内容を審議するために、委員長が必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。</u> <u>2 専門部会の委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。</u> <u>3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから互選する。</u> <u>4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、経過及び結果を委員会に報告する。</u> (診断委員) 第8条 略 (委任) 第9条 略	(組織) 第3条 委員会は、<u>20人程度</u>の委員で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会が委嘱する。 (1)～(4) 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (診断委員) 第7条 略 (委任) 第8条 略

資料 5

第 5 回教育委員会議案第 20 号

今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり定める。

令和7年 月 日

今治市教育委員会教育長 小 澤 和 樹

今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

今治市適応指導教室条例の一部を改正する条例（令和 6 年今治市条例第26号）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料 6

第5回教育委員会議案第21号

今治市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規定制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和7年3月24日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和7年3月 日

今治市教育長 小 澤 和 樹

今治市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則

今治市適応指導教室条例施行規則（平成17年今治市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市こすもすの家条例施行規則

第1条中「今治市適応指導教室条例」を「今治市こすもすの家条例」に改める。

第2条中「今治市適応指導教室（以下「指導教室」という。）」を「今治市こすもすの家（以下「こすもすの家」という。）」に改め、「及び」を削る。

第3条を次のように改める。

（通所等の手続）

第3条 体験通所をしようとする不登校児童生徒の保護者は、体験通所申込書（別記様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 正式に通所をしようとする不登校児童生徒の保護者は、通所申込書（別記様式第2号）に当該不登校児童生徒の在籍する学校長（以下「学校長」という。）の意見を付して教育委員会に提出するものとする。

3 翌年度も継続して通所しようとする不登校児童生徒の保護者は、通所（継続）申込書（別記様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。

第4条の見出し中「入室」を「通所等」に改め、同条中「入室（決定・却下）通知書（別記様式第2号）」を「通所等（決定・却下）通知書（別記様式第3号）」に改める。

第5条の見出し中「退室」を「退所」に改め、同条各号列記以外の部分中「退室」を「退所」に、「退室通知書（別記様式第3号）」を「退所通知書（別記様式第5号）」に改め、同条第1号中「退室届（別記様式第4号）」を「退所届（別記様式第6号）」に改め、同条第2号中「及び」を削り、「通室」を「通所」に改め、同条第3号中「通室」を「通所」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が退所を適当と認めたとき。

第6条及び第7条中「指導教室」を「こすもすの家」に改める。

第8条中「教室長」を「所長」に、「通室状況報告書（別記様式第5号）」を「通所状況報告書（別記様式第7号）」に改め、同条第1号中「及び」を削り、「通室状況」を「通所状況」に改める。

第9条中「指導教室」を「こすもすの家」に、「今治市適応指導教室運営協議会」を「今治市こすもすの家運営協議会」に改める。

第10条第1項中「指導教室」を「こすもすの家」に、「教室長」を「所長」に改め、同条第2項中「教室長」を「所長」に、「教室職務」を「職務」に、「教室業務」を「業務」に改める。
別記様式を次のように改める。

（宛先）今治市教育委員会

学校名 _____ 学校

校 長 名 _____ 印

保護者名 _____ 印

体験通所申込書

次の者は、下記のとおりこすもすの家に体験通所したいので申し込みます。

記

ふりがな 氏名・学年	() 年
学級担任	
現 住 所	
電 話 番 号 (緊急時連絡先)	
期 間	令和 年 月 日 ～ 1ヵ月程度
通 所 方 法	徒歩 公共機関 自転車 保護者送迎
体 験 理 由	

- 体験条件等について
 - ・ 指導については、こすもすの家（相談員）に一任します。
 - ・ 体験通所終了後の動向については、学校からこすもすの家に報告します。
 - ※ 通所方法について小学生は、保護者送迎・公共交通機関。中学生は、どの方法でも可。
- その他について
 - ・ 出欠扱いや不慮の事故等については、学校で対応します。

年 月 日

（宛先）今治市教育委員会

通 所 申 込 書

住 所
保護者
氏 名



次のとおり、こすもすの家に通所したいので申し込みます。

児童・生徒 氏 名	フリガナ	男 ・ 女	年	月	日生
		今治市立	学校	年	組
現 住 所		電話番号			
保 護 者 名		続 柄			
緊 急 時 の 連 絡 先	（勤務先）	電話番号			
	（その他）	電話番号			

現住所略図（上を北にしてかいてください）

（ 通室方法… 保護者送迎 ， 徒歩 ， バス ， 自転車 ）

欠 席 状 況	学年	欠席日数	
	年	1 学期	
		2 学期	
		3 学期	
	年	1 学期	
		2 学期	
		3 学期	
	年	1 学期	
		2 学期	
		3 学期	

特 別 活 動	
健 康	

不登校の理由
指導の経過
担任所見

学校名

学校

校長名



年 月 日

（宛先） 今治市教育委員会

学 校 名	学校
校 長 名	Ⓔ
保護者名	Ⓔ

通所（継続） 申込書

次の者は、下記のとおりこすもすの家への通所を継続したいので申し込みます。

記

氏 名	
学校名・学年	
担 任	
継続理由	
その他	

年 月 日

様

今治市教育委員会

通所等（決定・却下）通知書

年 月 日付で申込みのありましたこすもすの家の体験通所・通所・通所（継続）について、今治市こすもすの家条例施行規則4条の規定により、下記のとおり決定・却下しましたので通知します。

記

（フリガナ）	
児童生徒名	
学校・学年	今治市立 学校 第 学年 組

年 月 日

様

今治市教育委員会

退所通知書

今治市こすもすの家条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり退所することが決定しましたので通知します。

記

(フリガナ)	
児童生徒名	
学校・学年	今治市立 学校 第 学年 組
退所理由	

通所状況報告書
年度 月出席の記録

（ ） 小・中 学校（ 年 ） 氏名（ ） 通所 体験

日	曜	出欠	活動時間	朝の会	午前中の活動		午後の活動		帰りの会
					1時間目	2時間目	3時間目	4時間目	
1	日								
2	月								
3	火								
4	水								
5	木								
6	金								
7	土								
8	日								
9	月								
10	火								
11	水								
12	木								
13	金								
14	土								
15	日								
16	月								
17	火								
18	水								
19	木								
20	金								
21	土								
22	日								
23	月								
24	火								
25	水								
26	木								
27	金								
28	土								
29	日								
30	月								
31	火								
出席日数 日		通所日数 日		備考					

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「参 考」

今治市適応指導教室条例施行規則改正条項新旧対照表

新	旧
<u>今治市こすもすの家条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>今治市こすもすの家条例</u> (平成17年今治市条例第79号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (対象者) 第2条 <u>今治市こすもすの家</u> (以下「こすもすの家」という。))<u>を利用できる者は、今治市立小中学校に在籍している不登校児童</u> _____ 生徒とする。ただし、今治市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が必要があると認めるときは、この限りでない。 <u>(通所等の手続)</u> 第3条 <u>体験通所をしようとする不登校児童生徒の保護者は、体験通所申込書 (別記様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。</u> 2 <u>正式に通所をしようとする不登校児童生徒の保護者は、通所申込書 (別記様式第2号)に当該不登校児童生徒の在籍する学校長 (以下「学校長」という。)の意見を付して教育委員会に提出するものとする。</u> 3 <u>翌年度も継続して通所しようとする不登校児童生徒の保護者は、通所 (継続) 申込書 (別記様式第3号)を教育委員会に提出するものとする。</u>	<u>今治市適応指導教室条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>今治市適応指導教室条例</u> (平成17年今治市条例第79号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (対象者) 第2条 <u>今治市適応指導教室</u> (以下「指導教室」という。)) _____<u>を利用できる者は、今治市立小中学校に在籍している不登校児童及び</u> _____ 生徒とする。ただし、今治市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)が必要があると認めるときは、この限りでない。 <u>(入室の手続)</u> 第3条 <u>指導教室への入室を希望する場合、不登校児童及び生徒の保護者 (以下「保護者」という。))は、入室申込書 (別記様式第1号)に当該不登校児童及び生徒の在籍する学校長 (以下「学校長」という。)の意見を付して教育委員会に提出するものとする。</u>

(通所等の決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、通所等（決定・却下）通知書（別記様式第3号）により保護者及び学校長に通知するものとする。

(退所)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当し、退所を決定したときは、退所通知書（別記様式第5号）により保護者及び学校長に通知するものとする。

- (1) 保護者から退所届（別記様式第6号）が提出されたとき。
- (2) 他の児童____生徒に害を及ぼす行為があり、通所が望ましくないと判断されたとき。
- (3) 在籍校へ復帰し、通所の必要がなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が退所を適当と認めたとき。

(休業日)

第6条 こすもすの家の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。

- (1)～(3) 略

(利用時間)

第7条 こすもすの家の利用時間は、午前9時から午後3時（教育相談については、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が必要

(入室の決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、入室（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により保護者及び学校長に通知するものとする。

(退室)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当し、退室を決定したときは、退室通知書（別記様式第3号）により保護者及び学校長に通知するものとする。

- (1) 保護者から退室届（別記様式第4号）が提出されたとき。
- (2) 他の児童及び生徒に害を及ぼす行為があり、通室が望ましくないと判断されたとき。
- (3) 在籍校へ復帰し、通室の必要がなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が退所を適当と認めたとき。

(休業日)

第6条 指導教室____の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日を変更することができる。

- (1)～(3) 略

(利用時間)

第7条 指導教室____の利用時間は、午前9時から午後3時（教育相談については、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が必要

があると認めるときは、これを変更することができる。 (在籍校への報告) 第8条 <u>所長</u>は、<u>通所状況報告書</u>(別記様式第7号)により学校長に次に掲げる事項を報告するものとする。 (1) 児童<u> </u>生徒の<u>通所状況</u> (2)・(3) 略 (運営協議会) 第9条 <u>こすもすの家</u>を適切に運営するために、<u>今治市こすもすの家運営協議会</u>を必要に応じて開催するものとする。 (職員) 第10条 <u>こすもすの家</u>には、<u>所長</u>の他に次の職員を置くことができる。 (1)～(4) 略 2 <u>所長</u>は、上司の命を受けて<u>職務</u>の一切を掌理し、他の職員は<u>所長</u>の指示に従い、<u>業務</u>に従事する。	があると認めるときは、これを変更することができる。 (在籍校への報告) 第8条 <u>教室長</u>は、<u>通室状況報告書</u>(別記様式第5号)により学校長に次に掲げる事項を報告するものとする。 (1) 児童<u>及び</u>生徒の<u>通室状況</u> (2)・(3) 略 (運営協議会) 第9条 <u>指導教室</u>を適切に運営するために、<u>今治市適応指導教室運営協議会</u>を必要に応じて開催するものとする。 (職員) 第10条 <u>指導教室</u>には、<u>教室長</u>の他に次の職員を置くことができる。 (1)～(4) 略 2 <u>教室長</u>は、上司の命を受けて<u>教室職務</u>の一切を掌理し、他の職員は<u>教室長</u>の指示に従い、<u>教室業務</u>に従事する。
--	--

第5回教育委員会議案第22号

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について

標記規程を別紙のとおり制定することについて同意を求める。

令和7年3月24日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

「理由」

人事院の勧告にかんがみ、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和7年3月24日

今治市教育委員会教育長 小 澤 和 樹

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成17年教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第4条関係）

昇格時号給対応表

給食職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1

21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	13	1
27	7	14	1
28	8	14	1
29	9	15	1
30	10	15	2
31	11	16	3
32	12	16	4
33	13	17	5
34	14	18	6
35	15	19	7
36	16	20	8
37	17	21	9
38	18	22	10
39	19	23	11
40	20	24	12
41	21	25	13
42	22	26	14
43	23	27	15
44	24	28	16
45	25	29	17
46	26	29	18
47	27	30	19
48	28	30	20
49	29	31	21
50	30	31	22
51	31	32	23

52	32	32	24
53	33	33	25
54	34	34	26
55	35	35	27
56	36	36	28
57	37	37	29
58	38	38	30
59	39	39	31
60	40	40	32
61	41	41	33
62	42	42	34
63	43	43	35
64	44	44	36
65	45	45	37
66	45	45	38
67	45	46	39
68	46	46	40
69	46	47	41
70	46	47	42
71	47	48	43
72	47	48	44
73	47	49	45
74	48	49	46
75	48	49	47
76	48	50	48
77	49	50	49
78	49	50	50
79	49	51	51
80	50	51	52
81	50	51	53
82	50	52	54

83	51	52	55
84	51	52	56
85	51	53	57
86	52	53	57
87	52	53	58
88	52	54	58
89	52	54	59
90	52	54	59
91	53	55	60
92	53	55	60
93	53	55	61
94	53	56	61
95	53	56	62
96	54	56	62
97	54	57	63
98	54	57	63
99	54	57	64
100	54	58	64
101	55	58	65
102	55	58	66
103	55	59	67
104	55	59	68
105	55	59	69
106		60	69
107		60	70
108		60	70
109		61	71
110		61	71
111		61	72
112		61	72
113		62	72

114		62	72
115		62	72
116		62	72
117		63	72
118		63	72
119		63	72
120		63	72
121		63	72
122		63	72
123		63	72
124		63	72
125		63	72
126		63	72
127		63	72
128		63	72
129		63	72
130		63	
131		63	
132		63	
133		63	
134		63	
135		63	
136		63	
137		63	

別表第6を次のように改める。

別表第6（第4条関係）

降格時号給対応表

給食職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29

2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	26	41
14	34	28	42
15	35	30	43
16	36	32	44
17	37	33	45
18	38	34	46
19	39	35	47
20	40	36	48
21	41	37	49
22	42	38	50
23	43	39	51
24	44	40	52
25	45	41	53
26	46	42	54
27	47	43	55
28	48	44	56
29	49	46	57
30	50	48	58
31	51	50	59
32	52	52	60

33	53	53	61
34	54	54	62
35	55	55	63
36	56	56	64
37	57	57	65
38	58	58	66
39	59	59	67
40	60	60	68
41	61	61	69
42	62	62	70
43	63	63	71
44	64	64	72
45	67	66	73
46	70	68	74
47	73	70	75
48	76	72	76
49	79	75	77
50	82	78	78
51	85	81	79
52	90	84	80
53	95	87	81
54	100	90	82
55	105	93	83
56	105	96	84
57	105	99	86
58	105	102	88
59	105	105	90
60	105	108	92
61	105	112	94
62	105	116	96
63	105	137	98

64	105	137	100
65	105	137	101
66	105	137	102
67	105	137	103
68	105	137	104
69	105	137	106
70	105	137	108
71	105	137	110
72	105	137	129
73	105	137	129
74	105	137	129
75	105	137	129
76	105	137	129
77	105	137	129
78	105	137	129
79	105	137	129
80	105	137	129
81	105	137	129
82	105	137	129
83	105	137	129
84	105	137	129
85	105	137	129
86	105	137	129
87	105	137	129
88	105	137	129
89	105	137	129
90	105	137	129
91	105	137	129
92	105	137	129
93	105	137	129
94	105	137	129

95	105	137	129
96	105	137	129
97	105	137	129
98	105	137	
99	105	137	
100	105	137	
101	105	137	
102	105	137	
103	105	137	
104	105	137	
105	105	137	
106	105	137	
107	105	137	
108	105	137	
109	105	137	
110	105	137	
111	105	137	
112	105	137	
113	105	137	
114	105	137	
115	105	137	
116	105	137	
117	105	137	
118	105	137	
119	105	137	
120	105	137	
121	105	137	
122	105	137	
123	105	137	
124	105	137	
125	105	137	

126	105	137	
127	105	137	
128	105	137	
129	105	137	
130	105		
131	105		
132	105		
133	105		
134	105		
135	105		
136	105		
137	105		

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「参 考」

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第 5（第 4 条関係）				別表第 5（第 4 条関係）			
昇格時号給対応表				昇格時号給対応表			
給食職員給料表昇格時号給対応表				給食職員給料表昇格時号給対応表			
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級		2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	2	1	1	1
3	1	1	1	3	1	1	1
4	1	1	1	4	1	1	1
5	1	1	1	5	1	1	1
6	1	1	1	6	1	1	1
7	1	1	1	7	1	1	1
8	1	1	1	8	1	1	1
9	1	1	1	9	1	1	1
10	1	1	1	10	1	2	1
11	1	1	1	11	1	3	1
12	1	1	1	12	1	4	1
13	1	1	1	13	1	5	1
14	1	2	1	14	1	6	1
15	1	3	1	15	1	7	1
16	1	4	1	16	1	8	1
17	1	5	1	17	1	9	1
18	1	6	1	18	1	10	1
19	1	7	1	19	1	11	1
20	1	8	1	20	1	12	1

21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	13	1
27	7	14	1
28	8	14	1
29	9	15	1
30	10	15	2
31	11	16	3
32	12	16	4
33	13	17	5
34	14	18	6
35	15	19	7
36	16	20	8
37	17	21	9
38	18	22	10
39	19	23	11
40	20	24	12
41	21	25	13
42	22	26	14
43	23	27	15
44	24	28	16
45	25	29	17
46	26	29	18
47	27	30	19
48	28	30	20
49	29	31	21
50	30	31	22
51	31	32	23

21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	17	1
27	1	18	1
28	1	18	1
29	1	19	1
30	1	19	2
31	1	20	3
32	1	20	4
33	1	21	5
34	1	22	6
35	1	23	7
36	1	24	8
37	1	25	9
38	2	26	10
39	3	27	11
40	4	28	12
41	5	29	13
42	6	30	14
43	7	31	15
44	8	32	16
45	9	33	17
46	10	33	18
47	11	34	19
48	12	34	20
49	13	35	21
50	14	35	22
51	15	36	23

52	32	32	24
53	33	33	25
54	34	34	26
55	35	35	27
56	36	36	28
57	37	37	29
58	38	38	30
59	39	39	31
60	40	40	32
61	41	41	33
62	42	42	34
63	43	43	35
64	44	44	36
65	45	45	37
66	45	45	38
67	45	46	39
68	46	46	40
69	46	47	41
70	46	47	42
71	47	48	43
72	47	48	44
73	47	49	45
74	48	49	46
75	48	49	47
76	48	50	48
77	49	50	49
78	49	50	50
79	49	51	51
80	50	51	52
81	50	51	53
82	50	52	54

52	16	36	24
53	17	37	25
54	18	38	26
55	19	39	27
56	20	40	28
57	21	41	29
58	22	42	30
59	23	43	31
60	24	44	32
61	25	45	33
62	26	46	34
63	27	47	35
64	28	48	36
65	29	49	37
66	30	49	38
67	31	50	39
68	32	50	40
69	33	51	41
70	34	51	42
71	35	52	43
72	36	52	44
73	37	53	45
74	38	53	46
75	39	53	47
76	40	54	48
77	41	54	49
78	42	54	50
79	43	55	51
80	44	55	52
81	45	55	53
82	45	56	54

83	51	52	55
84	51	52	56
85	51	53	57
86	52	53	57
87	52	53	58
88	52	54	58
89	52	54	59
90	52	54	59
91	53	55	60
92	53	55	60
93	53	55	61
94	53	56	61
95	53	56	62
96	54	56	62
97	54	57	63
98	54	57	63
99	54	57	64
100	54	58	64
101	55	58	65
102	55	58	66
103	55	59	67
104	55	59	68
105	55	59	69
106		60	69
107		60	70
108		60	70
109		61	71
110		61	71
111		61	72
112		61	72
113		62	72

83	45	56	55
84	46	56	56
85	46	57	57
86	46	57	58
87	47	57	59
88	47	58	60
89	47	58	61
90	48	58	61
91	48	59	62
92	48	59	62
93	49	59	63
94	49	60	63
95	49	60	64
96	50	60	64
97	50	61	65
98	50	61	65
99	51	61	66
100	51	62	66
101	51	62	67
102	52	62	67
103	52	63	68
104	52	63	68
105	52	63	69
106	52	64	70
107	53	64	71
108	53	64	72
109	53	65	73
110	53	65	73
111	53	65	74
112	54	65	74
113	54	66	75

114		62	72
115		62	72
116		62	72
117		63	72
118		63	72
119		63	72
120		63	72
121		63	72
122		63	72
123		63	72
124		63	72
125		63	72
126		63	72
127		63	72
128		63	72
129		63	72
130		63	
131		63	
132		63	
133		63	
134		63	
135		63	
136		63	
137		63	

別表第 6（第 4 条関係）

降格時号給対応表

給食職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29
2	22	14	30

114	54	66	75
115	54	66	76
116	54	66	76
117	55	67	76
118	55	67	76
119	55	67	76
120	55	67	76
121	55	67	76
122		67	76
123		67	76
124		67	76
125		67	76
126		67	76
127		67	76
128		67	76
129		67	76
130		67	76
131		67	76
132		67	76
133		67	76
134		67	
135		67	
136		67	
137		67	

別表第 6（第 4 条関係）

降格時号給対応表

給食職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	37	9	29
2	38	10	30

3	23	15	31	3	39	11	31
4	24	16	32	4	40	12	32
5	25	17	33	5	41	13	33
6	26	18	34	6	42	14	34
7	27	19	35	7	43	15	35
8	28	20	36	8	44	16	36
9	29	21	37	9	45	17	37
10	30	22	38	10	46	18	38
11	31	23	39	11	47	19	39
12	32	24	40	12	48	20	40
13	33	26	41	13	49	21	41
14	34	28	42	14	50	22	42
15	35	30	43	15	51	23	43
16	36	32	44	16	52	24	44
17	37	33	45	17	53	26	45
18	38	34	46	18	54	28	46
19	39	35	47	19	55	30	47
20	40	36	48	20	56	32	48
21	41	37	49	21	57	33	49
22	42	38	50	22	58	34	50
23	43	39	51	23	59	35	51
24	44	40	52	24	60	36	52
25	45	41	53	25	61	37	53
26	46	42	54	26	62	38	54
27	47	43	55	27	63	39	55
28	48	44	56	28	64	40	56
29	49	46	57	29	65	41	57
30	50	48	58	30	66	42	58
31	51	50	59	31	67	43	59
32	52	52	60	32	68	44	60
33	53	53	61	33	69	46	61

34	54	54	62	34	70	48	62
35	55	55	63	35	71	50	63
36	56	56	64	36	72	52	64
37	57	57	65	37	73	53	65
38	58	58	66	38	74	54	66
39	59	59	67	39	75	55	67
40	60	60	68	40	76	56	68
41	61	61	69	41	77	57	69
42	62	62	70	42	78	58	70
43	63	63	71	43	79	59	71
44	64	64	72	44	80	60	72
45	67	66	73	45	83	61	73
46	70	68	74	46	86	62	74
47	73	70	75	47	89	63	75
48	76	72	76	48	92	64	76
49	79	75	77	49	95	66	77
50	82	78	78	50	98	68	78
51	85	81	79	51	101	70	79
52	90	84	80	52	106	72	80
53	95	87	81	53	111	75	81
54	100	90	82	54	116	78	82
55	105	93	83	55	121	81	83
56	105	96	84	56	121	84	84
57	105	99	86	57	121	87	85
58	105	102	88	58	121	90	86
59	105	105	90	59	121	93	87
60	105	108	92	60	121	96	88
61	105	112	94	61	121	99	90
62	105	116	96	62	121	102	92
63	105	137	98	63	121	105	94
64	105	137	100	64	121	108	96

65	105	137	101	65	121	112	98
66	105	137	102	66	121	116	100
67	105	137	103	67	121	137	102
68	105	137	104	68	121	137	104
69	105	137	106	69	121	137	105
70	105	137	108	70	121	137	106
71	105	137	110	71	121	137	107
72	105	137	129	72	121	137	108
73	105	137	129	73	121	137	110
74	105	137	129	74	121	137	112
75	105	137	129	75	121	137	114
76	105	137	129	76	121	137	133
77	105	137	129	77	121	137	133
78	105	137	129	78	121	137	133
79	105	137	129	79	121	137	133
80	105	137	129	80	121	137	133
81	105	137	129	81	121	137	133
82	105	137	129	82	121	137	133
83	105	137	129	83	121	137	133
84	105	137	129	84	121	137	133
85	105	137	129	85	121	137	133
86	105	137	129	86	121	137	133
87	105	137	129	87	121	137	133
88	105	137	129	88	121	137	133
89	105	137	129	89	121	137	133
90	105	137	129	90	121	137	133
91	105	137	129	91	121	137	133
92	105	137	129	92	121	137	133
93	105	137	129	93	121	137	133
94	105	137	129	94	121	137	133
95	105	137	129	95	121	137	133

96	105	137	129	96	121	137	133
97	105	137	129	97	121	137	133
98	105	137		98	121	137	133
99	105	137		99	121	137	133
100	105	137		100	121	137	133
101	105	137		101	121	137	133
102	105	137		102	121	137	
103	105	137		103	121	137	
104	105	137		104	121	137	
105	105	137		105	121	137	
106	105	137		106	121	137	
107	105	137		107	121	137	
108	105	137		108	121	137	
109	105	137		109	121	137	
110	105	137		110	121	137	
111	105	137		111	121	137	
112	105	137		112	121	137	
113	105	137		113	121	137	
114	105	137		114	121	137	
115	105	137		115	121	137	
116	105	137		116	121	137	
117	105	137		117	121	137	
118	105	137		118	121	137	
119	105	137		119	121	137	
120	105	137		120	121	137	
121	105	137		121	121	137	
122	105	137		122	121	137	
123	105	137		123	121	137	
124	105	137		124	121	137	
125	105	137		125	121	137	
126	105	137		126	121	137	

127	105	137		127	121	137	
128	105	137		128	121	137	
129	105	137		129	121	137	
130	105			130	121	137	
131	105			131	121	137	
132	105			132	121	137	
133	105			133	121	137	
134	105			134	121		
135	105			135	121		
136	105			136	121		
137	105			137	121		

第 5 回教育委員会議案第 23 号

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について

標記規程を別紙のとおり制定することについて同意を求める。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

「理由」

人事院の勧告にかんがみ、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和7年3月24日

今治市教育委員会教育長 小 澤 和 樹

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員
員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、
旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和２年教育委員会規程第２号）の一部を次の
ように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

号給 職務の級	給食職員	
	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	185,700	227,700
2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700
11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400

20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400
32	226,900	246,800
33	227,700	247,200
34	228,400	247,700
35	229,100	248,200
36	229,800	248,600
37	230,500	249,000
38	231,100	249,500
39	231,700	250,000
40	232,300	250,400
41	233,000	250,800
42	233,500	251,300
43	234,000	251,800
44	234,500	252,200
45	235,000	252,600
46	235,400	253,000
47	235,800	253,400
48	236,200	253,800
49	236,600	254,200
50	236,900	254,600
51	237,200	255,000

52	237, 500	255, 400
53	237, 800	255, 800
54	238, 100	256, 200
55	238, 400	256, 600
56	238, 700	257, 000
57	238, 900	257, 300
58	239, 200	257, 700
59	239, 500	258, 100
60	239, 700	258, 400
61	239, 900	258, 700
62	240, 200	259, 100
63	240, 500	259, 500
64	240, 700	259, 800
65	240, 900	260, 100
66	241, 200	260, 400
67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700
72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400
83	245, 400	264, 700

84	245,700	264,900
85	245,900	265,100
86	246,100	265,300
87	246,400	265,600
88	246,700	265,900
89	246,900	266,100
90	247,200	266,300
91	247,500	266,600
92	247,700	266,800
93	247,900	267,100
94	248,200	267,400
95	248,500	267,700
96	248,700	267,900
97	248,900	268,100
98	249,200	268,400
99	249,500	268,600
100	249,700	268,900
101	249,900	269,100
102	250,200	269,300
103	250,500	269,600
104	250,700	269,900
105	250,900	270,100
106		270,300
107		270,600
108		270,800
109		271,100
110		271,400
111		271,700
112		271,900
113		272,100
114		272,400
115		272,600

116		272,800
117		273,100
118		273,400
119		273,700
120		273,900
121		274,100
122		274,300
123		274,600
124		274,900
125		275,100
126		275,300
127		275,600
128		275,900
129		276,100
130		276,300
131		276,600
132		276,900
133		277,100
134		277,300
135		277,600
136		277,900
137		278,100

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「参 考」

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与
旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程改正条項新旧対照表

新			旧		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
職務の級 号給	給食職員		職務の級 号給	給食職員	
	1 級	2 級		1 級	2 級
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
	円	円		円	円
1	185,700	227,700	1	147,100	200,200
2	187,400	228,500	2	148,100	201,200
3	189,100	229,300	3	149,100	202,200
4	190,800	230,100	4	150,100	203,000
5	192,500	230,800	5	151,200	203,700
6	194,200	231,600	6	152,300	205,200
7	195,800	232,400	7	153,400	206,500
8	197,400	233,200	8	154,400	207,600
9	199,000	234,000	9	155,300	208,900
10	200,500	234,700	10	156,400	209,600
11	202,000	235,400	11	157,500	210,400
12	203,500	236,100	12	158,600	211,100
13	205,000	236,800	13	159,500	212,200
14	206,500	237,400	14	160,600	213,100
15	208,000	238,000	15	161,800	214,000
16	209,500	238,600	16	162,900	214,800
17	211,000	239,200	17	164,000	215,700
18	212,400	239,800	18	165,400	216,700
19	213,800	240,400	19	166,700	217,600
20	215,200	240,900	20	167,900	218,500

21	216,600	241,400	21	169,000	219,200
22	217,700	241,900	22	170,200	220,000
23	218,800	242,400	23	171,400	220,800
24	219,900	242,900	24	172,600	221,400
25	220,900	243,400	25	173,700	222,100
26	221,800	243,900	26	175,200	222,600
27	222,700	244,300	27	176,700	223,000
28	223,600	244,800	28	178,200	223,500
29	224,500	245,400	29	179,600	224,100
30	225,300	245,900	30	181,000	225,100
31	226,100	246,400	31	182,500	226,000
32	226,900	246,800	32	184,000	226,600
33	227,700	247,200	33	185,400	227,100
34	228,400	247,700	34	187,100	228,100
35	229,100	248,200	35	188,800	229,100
36	229,800	248,600	36	190,500	230,100
37	230,500	249,000	37	192,200	230,600
38	231,100	249,500	38	193,300	231,700
39	231,700	250,000	39	194,700	232,800
40	232,300	250,400	40	195,800	233,800
41	233,000	250,800	41	196,800	234,500
42	233,500	251,300	42	198,200	235,500
43	234,000	251,800	43	199,400	236,400
44	234,500	252,200	44	200,600	237,200
45	235,000	252,600	45	202,100	238,000
46	235,400	253,000	46	203,100	238,800
47	235,800	253,400	47	204,000	239,500
48	236,200	253,800	48	205,100	240,100
49	236,600	254,200	49	206,200	240,700
50	236,900	254,600	50	207,200	241,600
51	237,200	255,000	51	208,100	242,500

52	237, 500	255, 400	52	209, 100	243, 300
53	237, 800	255, 800	53	210, 200	244, 200
54	238, 100	256, 200	54	211, 200	245, 100
55	238, 400	256, 600	55	212, 100	245, 700
56	238, 700	257, 000	56	213, 000	246, 400
57	238, 900	257, 300	57	213, 900	247, 200
58	239, 200	257, 700	58	214, 500	247, 900
59	239, 500	258, 100	59	215, 200	248, 600
60	239, 700	258, 400	60	216, 000	249, 200
61	239, 900	258, 700	61	216, 800	249, 800
62	240, 200	259, 100	62	217, 300	250, 600
63	240, 500	259, 500	63	217, 800	251, 400
64	240, 700	259, 800	64	218, 300	252, 000
65	240, 900	260, 100	65	218, 800	252, 600
66	241, 200	260, 400	66	219, 400	253, 100
67	241, 500	260, 700	67	220, 000	253, 500
68	241, 700	260, 900	68	220, 500	253, 900
69	241, 900	261, 100	69	220, 800	254, 600
70	242, 200	261, 400	70	221, 100	255, 100
71	242, 500	261, 700	71	221, 400	255, 500
72	242, 700	261, 900	72	221, 700	255, 800
73	242, 900	262, 100	73	221, 900	256, 000
74	243, 200	262, 400	74	222, 300	256, 300
75	243, 500	262, 700	75	222, 600	256, 700
76	243, 700	262, 900	76	223, 000	257, 100
77	243, 900	263, 100	77	223, 200	257, 400
78	244, 200	263, 400	78	223, 700	257, 800
79	244, 500	263, 700	79	224, 000	258, 200
80	244, 700	263, 900	80	224, 300	258, 600
81	244, 900	264, 100	81	224, 600	258, 900
82	245, 200	264, 400	82	224, 900	259, 200

83	245, 400	264, 700	83	225, 200	259, 500
84	245, 700	264, 900	84	225, 500	259, 700
85	245, 900	265, 100	85	225, 800	259, 900
86	246, 100	265, 300	86	226, 100	260, 100
87	246, 400	265, 600	87	226, 400	260, 400
88	246, 700	265, 900	88	226, 700	260, 700
89	246, 900	266, 100	89	227, 000	260, 900
90	247, 200	266, 300	90	227, 400	261, 100
91	247, 500	266, 600	91	227, 700	261, 400
92	247, 700	266, 800	92	228, 000	261, 600
93	247, 900	267, 100	93	228, 200	261, 900
94	248, 200	267, 400	94	228, 500	262, 200
95	248, 500	267, 700	95	228, 800	262, 500
96	248, 700	267, 900	96	229, 100	262, 700
97	248, 900	268, 100	97	229, 300	262, 900
98	249, 200	268, 400	98	229, 600	263, 200
99	249, 500	268, 600	99	229, 800	263, 400
100	249, 700	268, 900	100	230, 100	263, 700
101	249, 900	269, 100	101	230, 400	264, 000
102	250, 200	269, 300	102	230, 600	264, 200
103	250, 500	269, 600	103	230, 900	264, 500
104	250, 700	269, 900	104	231, 200	264, 800
105	250, 900	270, 100	105	231, 500	265, 000
106		270, 300	106	232, 000	265, 200
107		270, 600	107	232, 300	265, 500
108		270, 800	108	232, 600	265, 700
109		271, 100	109	232, 800	266, 000
110		271, 400	110	233, 200	266, 300
111		271, 700	111	233, 600	266, 600
112		271, 900	112	233, 900	266, 800
113		272, 100	113	234, 100	267, 000

114		272, 400	114	234, 600	267, 300
115		272, 600	115	235, 100	267, 500
116		272, 800	116	235, 600	267, 700
117		273, 100	117	235, 900	268, 000
118		273, 400	118	236, 300	268, 300
119		273, 700	119	236, 700	268, 600
120		273, 900	120	237, 000	268, 900
121		274, 100	121	237, 400	269, 100
122		274, 300	122		269, 300
123		274, 600	123		269, 600
124		274, 900	124		269, 900
125		275, 100	125		270, 100
126		275, 300	126		270, 300
127		275, 600	127		270, 600
128		275, 900	128		270, 900
129		276, 100	129		271, 100
130		276, 300	130		271, 300
131		276, 600	131		271, 600
132		276, 900	132		271, 900
133		277, 100	133		272, 100
134		277, 300	134		272, 300
135		277, 600	135		272, 600
136		277, 900	136		272, 900
137		278, 100	137		273, 100

第 5 回教育委員会議案第 24 号

今治市奨学生選考委員会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市奨学金貸付条例第 12 条第 2 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 7 年 3 月 24 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

任期満了による。

今治市奨学生選考委員会委員 名簿

氏名	関係役職名
森田 悦子	今治市連合婦人会 副会長
中尾 泰子	今治市民生児童委員協議会 主任児童委員
河上 恵美子	今治市連合自治会 富田地区自治会 副会長
織田 真吾	今治市P T A連合会 副会長
中辻 拓	今治市立西中学校 校長
丸山 達也	愛媛県立今治東中等教育学校 校長
小澤 和樹	今治市教育委員会教育長
任期	令和7年4月8日～令和9年4月7日

「参 照」

今治市奨学金貸付条例（抜粋）

（選考委員会）

第 11 条 教育委員会の諮問に応じ、奨学生の選考及び奨学金の貸付に関する事項を審議するため、今治市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の組織）

第 12 条 選考委員会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

今治市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（選考委員会の組織）

第 20 条 条例第 11 条に規定する今治市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

（1） 教育関係者

（2） 学識経験者

（3） 保護者代表

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認める者

「参 照」

今治市奨学生選考委員会委員 名簿

氏名	関係役職名（役職名は任期開始当時）
森田 悦子	今治市連合婦人会 副会長
中尾 泰子	今治市民生児童委員協議会 主任児童委員
山本 勇	今治市連合自治会 副会長
正岡 久美恵	今治市PTA連合会 区長理事
木村 晴彦	今治市小中学校校長会 進路指導部長
谷本 正郎	今治市内高等学校等校長連絡協議会 会長
小澤 和樹	今治市教育委員会教育長
任期	令和5年4月8日～令和7年4月7日※

※但し谷本正郎委員については、前任者との交代により令和6年4月1日～令和7年4月7日